

## 令和6年度 第2回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	: 令和6年7月1日(月) 午後1時30分から午後3時30まで
場 所	: 宮城県行政庁舎18階 1802会議室(オンライン併用)
出席者	: 資料参加者名簿のとおり

### 1 開会

事務局

ただいまから、令和6年度第2回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は4名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。本日、傍聴の方はおりません。それでは、議事に移りたいと思います。蒔苗委員長に議事進行をお願いいたします。

### 2 議事

#### (1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。

まず、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願います。

事務局

#### ※資料1に基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が1件ありました。届出状況について、質疑等はございますか。それでは次の議題に進みたいと思います。

#### (2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新設】(仮称)ドラッグストアモリ石巻わかば1丁目店・セブンイレブン石巻わかば1丁目店(法第5条第1項)

蒔苗委員長

次に、議題の(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。

イ「(仮称)ドラッグストアモリ石巻わかば1丁目店・セブンイレブン石巻わかば1丁目店」

の届出概要について審議を行いますので関係者の入室を認めます。それでは届出概要について、事務局から説明願います。

事務局

**※資料2に基づき説明**

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

本郷委員

通り抜け禁止を警察から指導されている箇所はどちらになりますか。

設置者

通り抜け禁止看板につきましては、建物敷地の西側、出入口No.4において、西側の住宅街から国道への通り抜けを禁止する措置として看板設置としております。

本郷委員

分かりました。ありがとうございます。

小林委員

駐輪場の位置の見直しについて記載されていましたが、見直されて今の位置になったのかどうかということが1点、出入口No.4から入った際、荷さばき施設No.2に車が停まっている場合、表に回れないと思われまますので、その対応策等をお伺いしたいのが1点、最後に、交通量調査は開店後に行うよう指導されているのか、これらの3点を教えてください。

設置者

1点目の駐輪場の位置ですが、見直し後の位置となっております。当初、建物から離れた敷地の南側等に設置を計画していたところ、こちらを見直して、店舗の入口付近に設置しております。それから2点目、出入口No.4からの入出庫に関しては、A棟とB棟の間の通路幅員を確保した形で計画しておりますので、そちらから入出庫いただく形となっております。3点目、交通量調査につきましては、事前の交通量調査となっております、出店前の現状の交通量というところでございます。

小林委員

ありがとうございます。交通量調査については、事前に行った結果で解析もしているため、これで問題ないということなのですね。出入口No.4から入った車のルートについて、現状のセ

ブンイレブンの利用者など、よくご存じの方は把握できると思われませんが、初めての利用者は迷ってA棟の裏に行ってしまうのではないかと懸念しており、路面標示等をされたりしないのか、気になりました。特にこれに対してはどうかという話はないので結構です。

本郷委員

今の続きで、出入口 No. 4 のところ、かなり懸念しておりまして、隣接する市道が、車が本来通れるくらいの幅がありながら、警察の方で自転車専用道路にしているという点や、夜間騒音レベルの最大値が超過しているものの、現時点で苦情はないという先程の説明を踏まえると、基本的にここはあまり通さない方がよい場所なのではないかと、少なくとも書面からするとそのように思われます。仮に通り返しを禁止するとしても、夜間にここを通行するということは、近隣の住宅へ最大値を超えるような騒音を出すことになるかと思うので、できる限りここは通さない方向、少なくとも夜間閉鎖等の措置をした方がよいと思うのですが、いかがでしょうか。

設置者

出入口 No. 4 につきましては、立地状況からしますと、西側の近接の住宅の方々が国道から来店されるようなルートの設定がどうしても難しいところもありましたので、裏に出入口をといるところで計画したところでございます。騒音に関しての話もありますが、現状使用している上で、苦情等は特にありませんので、今後そういったお声があれば、騒音対策も含めて、夜間も利用させないような形を取るだとか、状況に応じて対応は検討して参りたいと考えています。

本郷委員

くれぐれも住民の方からの苦情には誠意をもって対応していただければと思います。

内田委員

駐車場の全台数に対して、従業員用の駐車場として設定している台数が図面上、数が多いように思われますが、何か理由がありますか。例えば混雑時などは、従業員に限らず、一般の車両もこの場所に停めることは可能ですか。

設置者

駐車場につきましては、指針上の必要台数を確保する形で設定しておりますので、特段理由はありません。御指摘いただいたとおり、繁忙期はこちらをお客様用として利用する方向で考えております。

内田委員

分かりました。

蒔苗委員長

他よろしいですか。今の話に関連するのですが、この従業員用駐車場は、平時においても従業員専用とせず、一般にも開放しているということによろしいですか。

設置者

従業員が早めに来てこちらを使うに過ぎないので、空いているところを一般の方が停めていただく分には特段問題ありません。

蒔苗委員長

コンビニという特性上、24時間営業していると、端の暗い方にアイドリングしたまま長時間駐車されることがあり、特に南側の方など準工業地域において、住宅がかなり近接しているところに放置される恐れがあるのではと思いますが、対策などは検討されていますか。

設置者

ドラッグストアモリの方は申請上24時間営業とさせていただいておりますが、実際は営業時間を区切るとしますので、当然、夜間にたまり場になること等が懸念される場合は、敷地内で夜間利用制限をかけるなど、対応を行っていくこととなるかと思えます。

蒔苗委員長

コンビニもありますので、必要な対応を十分に取られることを期待します。その他いかがですか。警察協議で出入口の数、既存の出入口が多いというような指摘があるのですが、この図面は減らした後の図面なのですか。

設置者

現在、国道側に出口No.1、入口No.2、出入口No.3として、既存の出入口を活用しておりますが、そのさらに南側にもう1か所、図面上バリカーにて閉鎖としている間口がございます、こちらを利用しないということで協議させていただいております。

蒔苗委員長

対応済みということによろしいですね。その他よろしいですか。出入口No.4のところ、非常に気になるので、少なくとも夜間の対応は先手を打つ形で検討していただいた方がよいのではと思います。住宅地は夜間通行するだけで騒音問題がかなり発生するため、十分に対応されるとよいと思います。では、この件については終了いたします。関係者の方は退席願います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について  
イ【新設】スーパーセンタートライアル利府店（法第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、議題（3）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、イ「スーパーセンタートライアル利府店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますか。現地調査会の実施状況について、出入口2、3の入退店経路に複雑な箇所が見受けられることから、対策を検討するよう指摘がなされたことと記載がありますが、こちらは何らかの対応がなされているということによろしいですか。

事務局

設置者からは、対応を検討する旨回答がございました。

蒔苗委員長

それでは、委員の意見を踏まえた対応をよろしくお願ひします。続きましてロ「クスリのアオキ大郷店」の意見案について事務局から説明願います。

ロ【新設】「クスリのアオキ大郷店」（法第5条第1項）

事務局

※資料4に基づき説明

蒔苗委員長

只今の説明につきまして何かご意見などございますか。それでは説明の通り進めてもらうこととします。続きまして、ハ「スーパーセンタートライアル塩釜店」の意見案について事務局から説明願います。

ハ【変更】「スーパーセンタートライアル塩釜店」（法第6条第2項）

事務局

※資料5に基づき説明

蒔苗委員長

只今の説明につきまして何かご意見ございますか。西側の隔地駐車場の取り扱いについて変更はありましたか。

事務局

こちらにつきましては、隔地駐車場自体使われる車両が少ないということで、事業者様の判断からそのままということになっております。

本郷委員

地形を忘れてしまったのですが、駐車場の場所は周辺の住居よりも低いのでしょうか。それとも高いのでしょうか。

蒔苗委員長

道路側が低いように見えます。

本郷委員

この橋のところを見ると、一部低い箇所や立体交差するような箇所もあるのですね。附帯意見というほどではないのですが、高低差が駐車場の中であると、予測した結果と実際が乖離する可能性もあるなと思いましたので質問した次第です。附帯意見の騒音対策として、苦情が申し立てられた場合というのを付していただければよろしいかと思っております。

蒔苗委員長

附帯意見案では、「周辺住民から苦情を申し立てられた場合には追加的な騒音防止策を検討し」と記載されているので、その点は網羅されているということでどうですか。

本郷委員

分かりました。

蒔苗委員長

こちらは上り坂になっているのですね。

事務局

駐車場への通路がスロープになっているような形です。隔地駐車場より西側の方が高くなっており、店舗の方が低くて住居が高い位置にあるようになっています。

本郷委員

むしろ住居の位置が高ければ、逆に予測より小さくなるので大丈夫だと思います。住居の方が下になると、いわゆるロードノイズ等が耳元ぐらいの高さになる可能性があるので、位置関係がどうなっているのか確認したところでした。

蒔苗委員長

出入口2に向かう部分も上り坂のような形になっているということで、騒音の問題が懸念されますが、10キロ制限をかければ基準値は下回るという報告があり、周辺住民から苦情が申し出られた場合には対策を検討していただくということで、その旨附帯意見で付したというような状況になっています。徹底して徐行運転をするように指導してもらえないと思います。その他よろしいでしょうか。それでは、この件については附帯意見案付きの形で進めてもらうということにしたいと思います。続きまして、ニ「(仮称)ドラッグストアモリ古川旭店」の意見案について事務局から説明願います。

## ニ【新設】(仮称)ドラッグストアモリ古川旭店(法第5条第1項)

事務局

### ※資料6に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますか。それでは、説明のあった通り進めてもらうこととします。続きまして、(4)大規模小売店舗法に基づく届出に係る県の意見案の報告について、イ「セラビ白石」の意見案について事務局から説明願います。

## (4)大規模小売店舗法に基づく届出に係る県の意見案の報告について

### イ【変更】「セラビ白石」(法第6条第2項)

事務局

### ※資料7に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますか。

内田委員

今回の項目に関して、先の4件に関しては、届出に係る県の意見案についてということで調整案件となっている一方、本件に関しては報告案件になっておりますが、違いは何か教えてい

ただければと思います。

事務局

調整案件と報告案件の違いについて、報告案件となるものにつきましては、法第6条第2項の届出のうち、届出状況の段階で報告案件としてお諮りのうえ、報告案件として認められたものについては、設置者をお呼びしての審議を省略し、県の意見書の報告という形でお諮りすることとなっております。その他の案件につきましては、調整案件でございますとおり、法第5条第1項の案件と同様に、皆様に審議案件としてお諮りした後、設置者をお呼びして一度審議のうえ、県の意見を調整させていただくという違いになっておりました。

内田委員

分かりました。

蒔苗委員長

資料1のフローのことですかね。

事務局

資料1の最後のページ、大規模小売店舗立地専門委員会の審議基準の下にございます、変更届出の手続きに係る運用フロー図に記載のとおり、中央に「報告」と記載のあるフローに該当する案件が、今回のセラビ白石と同様に報告の案件になっているものです。図右側の審議、概要説明、審議というフローになっている案件が調整案件に係るものとなっております。

蒔苗委員長

いずれにしても、最終的にはどちらのフローでも意見書は審議するというような事ですね。17ページで、隣接住居の騒音対策として4台分駐車禁止とすると記載されていますが、この4台分は無くなっても、台数上は問題ないということでしょうか。特に問題ないということであればいいです。それでは、こちらの方も県の意見は無し。附帯意見は騒音防止の対策について、苦情が申し立てられた場合には対応を求めるということでいきたいと思います。

本日の議題については以上です。その他の事項について、事務局から発言願います。

事務局

次回の専門委員会につきましては、9月3日(火)の9時半より開催とさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

蒔苗委員長

それでは、本日の議題はこれですべて終了いたしました。次回は9月3日の午前9時半から

開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

司会

以上で今回の委員会的一切を終了いたします。本日はありがとうございました。